

公認国内飛型審判員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ジャンプ委員会規程第3条第5号に関する必要な事項を定める。

(責務)

第2条 飛型審判員は、ジャンプ競技における公平性を重視し大会運営に協力するため、次の各号に掲げる事項を責務とする。

- (1) 先入観や偏見を排し、客観的に各競技者を判定しなければならない。
- (2) 公式練習中には審判席についていなければならない。
- (3) 競技会中は、他の人物と連絡を取ってはならない。
- (4) 飛型点を記録する方法についても慣れていなければならない。

(資格)

第3条 飛型審判員資格について、次の各号に定める。

- (1) 飛型審判員の資格を得ようとする者は、飛型審判に対する見識を有し競技ルール及び大会運営に研究心の強い者とし、本連盟の会員登録をしている者で検定会受検日において年齢満53歳以下の者とする。

(2) C級飛型審判員

- ① C級飛型審判員は、加盟団体の推薦により公認する。ただし、加盟団体としてB級飛型審判員に準じた検定会及び研修会を行うことができる。
- ② ジャンプ委員会が推薦した者は、C級の取得を免除する。
- ③ 加盟団体は公認者を速やかに本連盟に報告するものとし公認料は各種公認・登録料金一覧表に基づく。

(3) B級飛型審判員

- ① 加盟団体のジャンプ委員会又は近隣の同委員会によるジャンプ委員会の試験(準ずる)に合格し、当該委員長の証明書及び加盟団体長の推薦状のある者とする。
- ② 加盟団体からジャンプ委員会に要請があれば、ジャンプ委員会委員長は、研修会の講師を派遣し、試験問題の作成などに協力をする。この場合において、旅費、宿泊費は、要請した加盟団体が負担する。
- ③ 加盟団体は合格者を速やかに本連盟に報告するものとし、公認料は各種公認・登録料金一覧表に基づく。

(4) A級飛型審判員

① 受検資格

- ア. B級飛型審判員資格取得後、受検年までの間に飛型審判を5回以上行っている者。
- イ. 加盟団体長及び加盟団体(ブロック担当)飛型審判委員長の推薦状を有する者。

② 検定及び研修会はジャンプ委員会において次に掲げる要領で行う。

- ア. 開催時期及び場所は、国民スポーツ大会又は全日本選手権大会時に実施する。
- イ. 開催要項は、全日本スキー・スノーボード連盟ホームページに

掲載する。

ウ.決められた期日までに所定の様式で検定料等を添えて申し込まなければならない。

③学科試験内容はジャンプ競技規則及び飛型点採点基準などから出題し 75%以上の正解で合格とする。また、実技は飛型点採点基準に基づき 90%以上で合格とする。

④検定料及び研修会参加料は各種公認・登録料金一覧表に基づく。

(公認)

第4条 国内飛型審判員の資格は本連盟理事会で公認する。また、公認された者には飛型審判手帳を交付する。

(任命)

第5条 ジャンプ委員会は本連盟主催大会の飛型審判員について、有効な資格保有者の中から任命する。ただし、親族の参加する競技会の飛型審判員の任命は行わない。(祖父母、両親、子供、兄弟、姉妹、夫、妻)

(活動)

第6条 飛型審判員は、競技会で活動する際には必ず飛型審判員手帳を携行しなければならない。飛型審判員としての活動は、参加した大会の技術代表または競技委員長のサインをもつて証明される。

(研修会)

第7条 飛型審判員は、ジャンプ委員会が実施する研修会を少なくとも、年1回(全日本選手権大会、国民スポーツ大会期間中など)受講しなければならない。なお、新たに飛型審判員資格を得ようとする者は、必ず飛型審判員研修会に参加しなければならない。

(定年)

第8条 国内飛型審判員の定年は、年齢満70歳に達した時点とする。ただし、ジャンプ委員会が認めた者については70歳を超えても国内飛型審判員として活動することができる。

(資格の停止)

第9条 飛型審判員で所定の飛型審判員研修会に2回続けて欠席した者は、飛型審判員としての活動を停止する。

(資格停止の解除)

第10条 飛型審判員の活動を再開しようとするものは、SAJジャンプ委員会が開催する研修会を受講した後、SAJ公認大会以外の飛型審判を5回以上行い加盟団体長の推薦状(審判員手帳のコピー添付)を添えて申請すること。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成 27 年 12 月 15 日 改正
令和 3 年 6 月 4 日 改正
令和 5 月 9 月 29 日 改正
令和 5 年 12 月 6 日 改正
令和 3 年 7 月 16 日 改正、令和 8 年 8 月 1 日 施行